

けんぽたより

volume **30**
平成27年 夏号

三井住友海上健康保険組合



被扶養配偶者 および 任意継続者健診のご案内

皆様の健康づくりを支援するため、社員の被扶養配偶者および任意継続者本人とその被扶養配偶者の方に、ウェルネス社より健診案内をご自宅宛にお送りしております。

予約受付期間

平成27年6月29日～平成28年1月29日

健診受診期間

平成27年7月13日～平成28年2月29日

費用(指定項目)

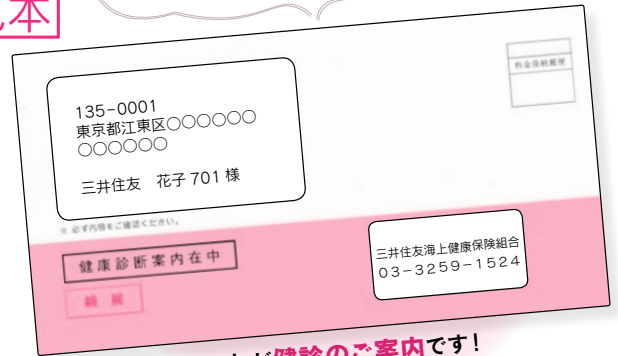
無料(健保組合全額負担)

健診案内DM

9月になっても健診案内が届かない方やDMを紛失した方は、11月2日までに健保組合にお申し出ください。11月4日以降は再発行できません。

早めにお申し込みいただくと、希望の日時でのご予約がとりやすくなります。

見本



これが健診のご案内です！
(実物は白とオレンジ色)

この健診は、今年度の案内を受け取っていても、受診日に資格喪失している方は受けることができません。

また、3月以降に受診(予約変更)された方は、全額自己負担(35歳以上の場合、約4～5万円)となりますので、ご注意ください。

※配偶者以外の被扶養者(40歳以上)の特定健診は、健保組合ホームページにご案内を掲載しておりますので、ご覧ください。

特定健診・保健指導 受けて延ばそう健康寿命!

今年も受けてください 特定健診・保健指導

健保組合は、40～74歳の加入者全員に特定健診・保健指導を実施し、国に受診率等を報告しています。

メタリックシンドロームを予防し、健康寿命を延ばしましょう!

※会社で受けている総合健診は特定健診を兼ねています。

こんな誤解はしていませんか?

誤解

その1

昨年受けたから、今年は受けなくていいですよね?

毎年、健診を受けることで、体の状態の経年変化がわかります。日々の生活習慣の積み重ねが引き起こすメタボを予防するためにも、ぜひ毎年受診しましょう。

誤解

その2

現在、通院していて、よく検査を受けているので、健診は受けなくてもいいです。

特定健診で行うすべての項目を通院先で検査しているとは限りません。当健保組合が実施している特定健診を受けてください。

特定保健指導の案内が届いたら...
ぜひご参加を!

特定健診の結果により、一定のリスクが重なっている方には、特定保健指導のご案内をお送りします。特定保健指導では、生活習慣を改善しリスクを減らすために、保健師や看護師などのプロフェッショナルが6カ月間サポートします。

案内が届いたら、ぜひご参加いただき、メタボ状態から脱出しましょう!